平成２９年（フ）第４０５６号
大阪府寝屋川市大利町36―９、住民票上の住所大阪府寝屋川市池田旭町17番９号
債務者　久保　祐子
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３９０号
大阪市淀川区宮原２丁目１番42―307号、前住所大阪市淀川区東三国６丁目19番12―707号
債務者　真栄田義成
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４９０号
大阪府高槻市天川新町１番18号　レオパレスミルキーウェイ209号、前住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番11号　アパートフジヤ818号
債務者　仲倉　裕和
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６４９号
大阪市淀川区十三本町１丁目21番27号　ニューエコーマンション　２Ｂ号
債務者　大成エンジニアリングこと　林田　賢一
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６６０号
大阪府枚方市交北１丁目２番７号
債務者　佐方　千鶴
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２２１号
大阪市大正区鶴町１丁目17番８―301号、住民票上の住所大阪市大正区千島３丁目６番17―508号
債務者　石原　　賢
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３４９号
大阪府交野市藤が尾６丁目４番13号
債務者　金崎　孝美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３６５号
大阪市鶴見区横堤１丁目11番１―906号
債務者　髙原やすえ
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４５４号
大阪市住吉区苅田５丁目19番26―801号
債務者　濱田　裕美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４７２号
大阪府高槻市真上町６丁目36番６号
債務者　佐々木治彦
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５４７号
大阪市西淀川区歌島２丁目12番23―107号、前住所東京都港区高輪２丁目10番８―208号
債務者　石塚　勇輝
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５６８号
大阪市城東区今福東２丁目15番31号　ドゥファミーユ　503号室、前住所大阪府東大阪市稲田本町１丁目23番８号
債務者　小川　大樹
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５７８号
大阪市城東区森之宮２丁目６番1108号
債務者　大田　善一
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６２７号
大阪府高槻市西冠３丁目38番６号　プレアール西冠Ⅰ103号
債務者　今田　茂昌
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６２８号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目22番18号
債務者　大町　絵美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部